広島市報号外第5号

財 政 事 情

平成22年度(2010年度)上半期

広 島 市

平成22年(2010年)11月30日

平成 21 年度 (2009 年度) の決算の状況と、平成 22 年度 (2010 年度) 上半期の財政の状況を 次のように公表します。

広島市長 秋葉 忠利

- I 平成 21 年度 (2009 年度) の決算の状況
  - 1 財政規模の推移
  - 2 財政の状況
  - (1) 市税収入
  - (2) 義務的経費
  - (3) 経常収支比率
  - 3 市債残高と公債費負担の状況
  - (1) 市債残高
  - (2) 起債制限比率、公債費比率及び実質公債費比率
  - 4 財源調整のための基金の状況
  - 5 決算資料 (参考)
  - (1) 会計別総括表
  - (2) 一般会計〈歳入〉
    - ① 歳入の内訳
    - ② 市税の内訳
  - (3) 一般会計〈歳出〉
    - ① 歳出〔目的別〕の内訳
    - ② 歳出〔性質別〕の内訳
  - 6 市民一人当たりの金額
  - 7 企業会計の決算
  - 8 健全化判断比率等について
  - (1) 健全化判断比率
  - (2) 資金不足比率
- Ⅱ 平成22年度(2010年度)の財政状況
  - 1 予算の執行状況
  - (1) 一般会計
  - (2) 特別会計
  - 2 市有財産の状況
  - 3 市債及び一時借入金の状況
  - (1) 市債
  - (2) 一時借入金

# I 平成 21 年度(2009 年度)の決算の状況

#### 1 財政規模の推移(図1)

- ・ 広島市が旧五日市町と合併した昭和60年(1985年)を基準(指数100)に、広島市(一般会計)、 地方財政全体(普通会計)、国(一般会計)の動きを比較すると、広島市は、国と比べ平成3年度(1991年度)以降大きな伸びを示している。また、地方財政全体と比べると、ほぼ類似の動きであったが、平成9年度(1997年度)に広島市の方が大きく伸び、その後も高い値を示していたが、平成12年度(2000年度)からは投資的経費の縮減などにより値が下がっている。
- ・ 平成21年度(2009年度)は、定額給付金の皆増や中小企業一般振興融資等預託金の増加、生活保護扶助費の増加などにより、財政規模は4年連続して増加している。(対前年度プラス4.4%)
- ・ また、一般会計と市税収入との関係を見ると、平成2年度(1990年度)までは、おおむね両者の伸びが ほぼ整合のとれた形で推移していたのに対し、平成3年度(1991年度)にはその均衡が崩れ、平成4年度 (1992年度)以降は市税収入が伸び悩み、その結果、大きなかい離が生じた状態が続いている。

#### 2 財政の状況

#### (1) 市税収入(図2)

- ・ 市税収入は、平成元年度(1989年度)には1,813億円、対前年度プラス5.0%と、当時としては戦後最低の伸び率となったが、それでも、平成4年度(1992年度)までは毎年100億円程度増加してきた。
- ・ しかし、平成5年度(1993年度)には、不況の影響で2,123億円、対前年度マイナス0.2%と、 戦後初めて対前年度比マイナスとなり、平成6年度(1994年度)には、減税等の影響で2,050億円、 対前年度マイナス3.4% (戦後最低の伸び率)とさらに落ち込んだ。
- ・ その後、市税収入の伸びは非常に低い状態で推移し、平成10年度(1998年度)以降は7年連続で減少し続けていたが、平成17年度(2005年度)にプラスに転じて以降は4年連続で増加した。
- ・ 平成21年度(2009年度)は、急激な景気悪化の影響による法人市民税の大幅な減収などにより、対前年度マイナス4.9%の2,023億円と5年ぶりの減少となった。

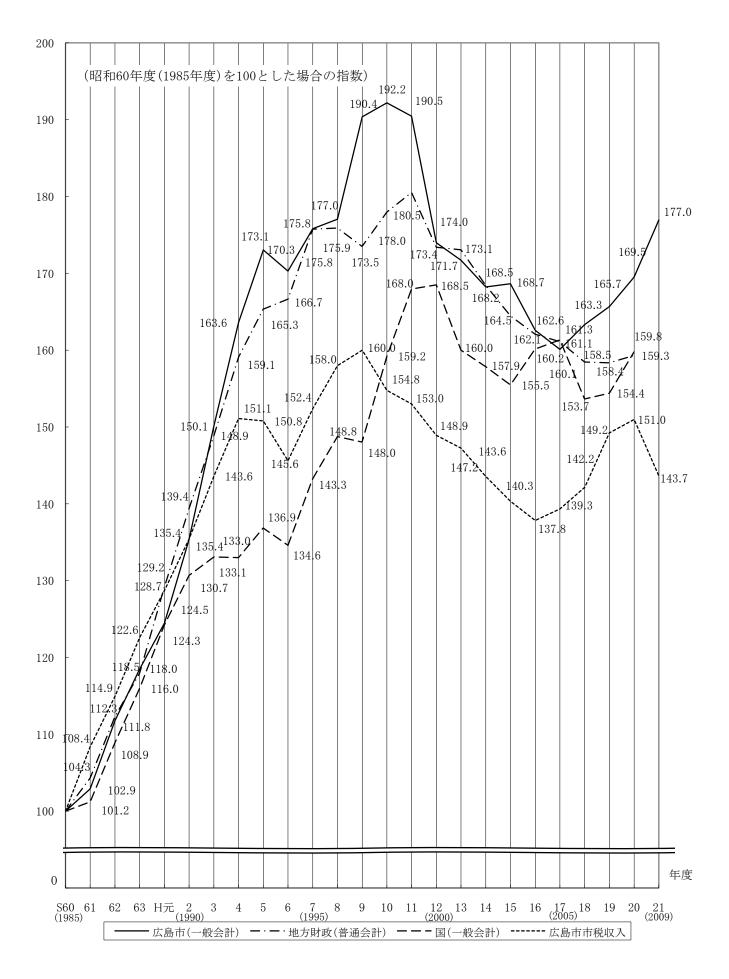
### (2) 義務的経費(図2)

- ・ 市税収入の動向にかかわらず、歳出のうちその支出が義務付けられ、硬直性の高い義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)は、平成元年度(1989年度)から平成9年度(1997年度)までは平均して毎年100億円程度増え続け、平成10年度(1998年度)は、対前年度比1億円の増にとどまったものの、平成11年度(1999年度)は、公債費について国の臨時特例措置により、市債を135億円繰上償還したことなどにより、再び153億円増加した。平成12年度(2000年度)は、市債の繰上償還の皆減や高齢者福祉事業等の介護保険事業特別会計への移行などにより減少したが、以降は再び増加傾向にある。
- ・ 平成21年度(2009年度)については、生活保護扶助費や認定被爆者医療特別手当の増加等による扶助費の増加などにより、義務的経費全体では57億円(対前年度プラス2.1%)の増加となっている。
- ・ 義務的経費には、国庫補助金などの特定財源が充てられるものもあるため、市税収入と単純には比較できないが、両者の関係をみると、平成元年度(1989年度)から平成4年度(1992年度)までは市税収入が360億円上回っていたが、平成5年度(1993年度)以降その差は急激に縮小、平成9年度(1997年度)には両者の関係が逆転し、平成21年度(2009年度)には義務的経費が675億円上回っている。
  - ※ 扶助費とは、生活困窮者、高齢者、被爆者、障害者等に対して、その生活を維持するため に支出される経費である。

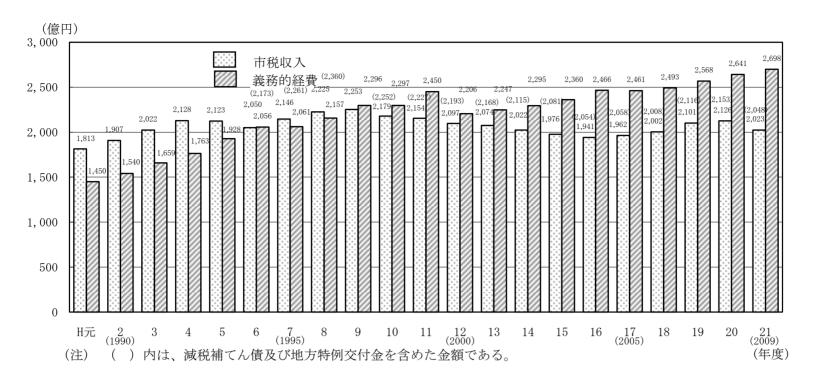
### (3) 経常収支比率(表1)

- ・ 経常的に支出される経費には、義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)以外にも、公共施設の管理 運営費等の物件費などがある。
- ・ これらの経費も含め、財政構造の弾力性をみるための指標として使われる経常収支比率 (80% を超えると弾力性を失いつつあるといわれる。)も、平成3年度(1991年度)から平成14年度(2002年度)まで増加し続け、平成21年度(2009年度)も97.9%と高止まりしており、財政の硬直化は深刻な状況にある。

# 図1 広島市一般会計・市税、地方財政及び国の決算規模の推移



# 図2 市税収入と義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)の推移(決算ベース)



# 義務的経費の内訳

(単位:億円) H元 区 分 (1990)(1995)(2000)(2009)(2005)人件費 扶助費 1,030 1, 102 公債費 2, 297 2, 295 2,466 2,568 計 1,450 1,540 1,659 1,763 1,928 2,056 2,061 2, 157 2, 296 2,450 2, 206 2, 247 2,360 2, 461 2, 493 2,641 2,698

### 表 1 経常収支比率の推移

(単位:%)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													(半江・/0)						
H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	(1990)					(1995)					(2000)					(2005)				(2009)
68. 2	67. 2	71 4	71. 5	78. 0	79. 9	82.0	84. 3	87.8	89. 9	90.3	88. 7	91. 1	93. 9	93. 9	96. 1	96.0	95.8	98.4	96. 2	97. 9
	67.2	11.4			(83.8)	(85. 5)	(88.5)	(89.9)	(92.3)	(90.9)	(89. 5)	(93.9)	(99. 2)	(104. 2)	(104. 5)	(102.0)	(101.0)	(102.7)	(100.1)	(106.3)

(注)() )内は、減税補てん債、臨時税収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いて整理した経常収支比率である。

人件費、扶助費、公債費、施設の管理運営費<br/>などの経常経費に充てる一般財源×100市税及び普通交付税など経常的に収入される一般財源

<sup>(</sup>注) 義務的経費には国庫補助金などの特定財源が充てられるものもあるため、市税と義務的経費の関係は単純には比較できない。

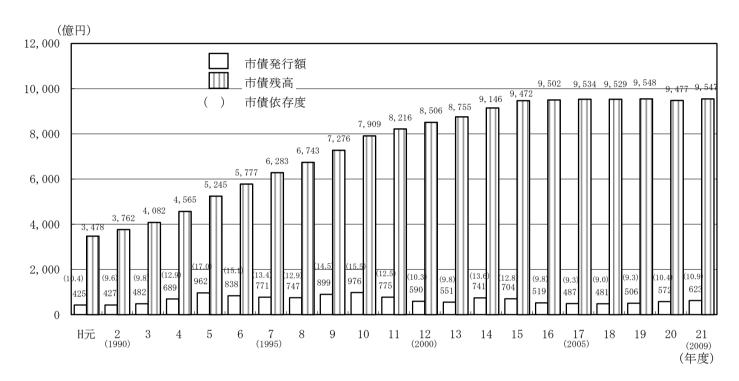
#### 3 市債残高と公債費負担の状況

### (1) 市債残高(図3)

市債については、これまで、道路交通網などの都市基盤整備や景気浮揚のための公共事業の拡大を行ってきたこと、また、近年は、臨時財政対策債の発行により、残高が累積している。

本市では「財政健全化計画」(計画期間:平成 $10\sim15$ 年度)、「第2次財政健全化計画」(計画期間:平成 $16\sim19$ 年度)に基づき、市債残高の抑制に努めてきたが、依然として高い水準にあるため、平成20年(2008年)2月に策定した「今後の財政運営方針」(計画期間:平成 $20\sim23$ 年度)においても、市債残高の抑制を目標の一つに掲げ、市債発行額の抑制に努めることとしている。

### 図3 市債残高、発行額、依存度の推移



### (2) 起債制限比率、公債費比率及び実質公債費比率 (表 2)

地方公共団体における公債費負担に係る指標として、従来は、市税等一般財源に占める公債費の割合を示す公債費比率や、地方交付税措置を考慮した実質的な数値を示す起債制限比率が用いられてきたが、平成18年度(2006年度)から地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、地方債同意等基準の指標として、実質公債費比率が導入され、従来の起債制限比率では把握されていなかった公営企業債の償還財源に充てられる一般会計からの繰出金などが準元利償還額として実質的な公債費に含められるなどの見直しが行われている。なお、協議制への移行後も実質公債費比率が18%を超える地方公共団体は、地方債の発行に当たって総務大臣の許可が必要となる。

本市の平成21年度(2009年度)決算における実質公債費比率は15.7%であり、許可が必要となる基準である18%を下回ったため、平成22年度(2010年度)は平成21年度(2009年度)に引き続き総務大臣へ協議することで地方債の発行ができることになった。(平成19年度(2007年度)までは総務大臣の許可が必要だった。)

# 表 2 起債制限比率、公債費比率及び実質公債費比率の推移

(単位:%)

区	分	H元	2 (1990)	3	4	5	6	7 (1995)	8	9	10	11	12 (2000)	13	14	15	16	17 (2005)	18	19	20	21 (2009)
起債制	限比率	11. 1	(====,	11.8	12. 2	12. 5	12.8	(====)	13. 7	14. 1	14. 9			15. 1	15. 5	16. 2	15. 9	, ,	13.8	13. 7		
公債	費比率	13. 3	14. 3	15. 1	15. 1	16. 1	16. 9	17. 4	18. 6	19. 3	20.8	20.3	19. 7	20. 4	21.6	22. 1	19. 7	18. 9	18.6	18. 7	17. 5	17. 9
実質公何	責費比率					_							_		_			21. 1	20.9	16. 1	15. 6	15. 7

### 4 財源調整のための基金の状況(図4)

- ・ 基金とは、特定の目的のために資金を積み立てたもので、将来の大幅な税収減や災害の発生 等の不測の事態に対応するための「財政調整基金」や、大規模な都市施設の整備を推進するた めの「都市整備事業基金」などがある。
- ・ 基金残高は、ピーク時の平成2年度末(1990年度末)には、財政調整基金と都市整備事業基金であわせて約531億円あったものが、それ以降、厳しい財政状況に対応するため、毎年度大幅な取崩しをした結果、平成14年度末(2002年度末)で約73億円まで急減した。その後、財政の健全化に向け積極的に取り組んだ結果、平成21年度末(2009年度末)の基金残高は約102億円となっている。
- ・ 基金が底をつくことになれば、市税等一般財源で吸収できない義務的経費等の増加について は、政策的経費を削減しながら対応していかざるを得ないという極めて厳しい事態になる。

### 図4 基金の年度末残高の推移

